

基 発 第 145 号  
平成元年3月27日  
改正 基 発 第 0213001号  
平成18年2月13日  
改正 基 発 0808 第 1号  
平成28年8月8日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

### 自動車運転者の労働条件改善のための地方運輸機関との相互通報制度について

自動車運転者の労働条件改善のための地方運輸機関との相互通報制度については、これまで平成元年3月27日付け基発第145号「自動車運転者の労働条件改善のための地方運輸機関との相互通報制度について」によりその運用を図ってきたところであるが、運行の中止を含む健康起因事故の報告件数が増加傾向にあるなどの状況を踏まえ、今後は、下記に示すところにより、本制度を的確に実施し、自動車運転者の労働時間等の労働条件の改善を図ることとされたい。

なお、本件については、別添のとおり国土交通省自動車局長から地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）に対して通知されているので申し添える。

### 記

#### 1 実施の時期

本通達に基づく通報制度は、平成28年8月8日から実施すること。

#### 2 通報の方法

都道府県労働局長は、管下の労働基準監督署長からの監督結果等の報告を取りまとめ、当該都道府県労働局の所在地を管轄する地方運輸支局を経由して、関係地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）あて通報すること。

なお、地方運輸機関からは、関係地方運輸局長より当該事案を管轄する地方運輸支局を経由して、都道府県労働局長あて通報されることになっていること。

#### 3 通報事案

##### (1) 労働基準監督機関から地方運輸機関への通報事案

臨検監督の結果、自動車運送事業者について道路運送法及び貨物自動車運送事業法の運行管理に関する規定に重大な違反の疑いがあると認められたもの。

##### (2) 地方運輸機関から労働基準監督機関への通報事案

監査の結果、自動車運送事業者について労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年2月9日労働省告示第7号）及び平成元年3月1日付け基発第93号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」記の第3の「労働時間等の取扱い及び賃金制度等に関する基準」について重大な違反の疑いがあると認められたもの。

#### 4 通報事案の処理

- (1) 地方運輸局長から通報を受けた事案については、原則としてすべての事業場に対し監督指導等所要の措置を講じ、その結果を回報すること。
- (2) 都道府県労働局から地方運輸機関へ通報した事案のうち、地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）において道路運送法及び貨物自動車運送事業法の規定に基づく処分等が行われたものについては、その結果が回報されること。

#### 5 地方運輸機関との連携

- (1) 各都道府県労働局においては、本制度の実効を期するため、地方運輸機関との連携を一層密にするとともに、相互に情報を交換し、必要な措置を講ずること。
- (2) 地方運輸局の所在地を管轄する都道府県労働局にあつては、必要に応じ当該地方運輸局と協議機関を設置する等により、本制度の円滑な運用が図られるよう連絡調整に努めること。

別添（略）